

議会改革特別委員会

平成28年8月26日

葛城市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成28年 8 月26日（金） 午前10時00分 開会
午前10時46分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 西 井 覚 |
| | 副委員長 | 内 野 悦 子 |
| | 委 員 | 川 村 優 子 |
| | 〃 | 西 川 朗 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |
| | 〃 | 藤井本 浩 |
| | 〃 | 白 石 栄 一 |

- 欠席した委員 委 員 吉 村 優 子

4. 委員以外の出席議員 議 長 赤 井 佐太郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
な し

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 中 井 孝 明
書 記 吉 田 賢 二
" 山 岡 晋

- ## 7. 調 査 案 件（所管事項の調査について）

- (1) 議会基本条例の制定について

- (2) その他

開 会 午前１０時００分

西井委員長 ただいまの出席委員は７名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。残暑というか、夏の暑さがまだまだ続いている中、議員各位には大変お忙しい中、出席していただきましてありがとうございます。本日は議会改革で基本条例の制定について、作業部会でおおむね、まとめたことについてご報告をさせていただきます。どうもありがとうございますので、どうかよろしく慎重審議の方をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

（傍聴者入室）

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（１）議会基本条例の制定についてを議題といたします。

前回６月３日に開催した委員会では、条例素案作成作業部会での条文作成作業が一通り終了したことを受け、素案全体の内容について議員の皆さんにご了解をいただくとともに、議会運営委員会を原則公開とするかどうかについてご意見をお伺いしたところでございます。なお、会議の公開については、議員全員のご意見をお伺いした方がよいということになり、後日、議会全員協議会を開催していただいてご協議いただいた結果、議会運営委員会については原則公開としないということでご決定いただいたところでございます。

本日の委員会では、前回の委員会以降に開催した作業部会において、条例素案の逐条解説案を作成いただいておりますので、その内容についてご報告させていただき、皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

それでは、作業部会での協議内容について、事務局より説明願いたいと思います。

局長。

中井事務局長 議会事務局の中井でございます。

それでは、前回の委員会以降、作業部会を３回開催させていただきまして、逐条解説の協議を願ったところでございます。その報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、基本条例の逐条解説でございます。１ページの下解説のところをお願いいたします。葛城市議会基本条例を制定した経緯やその必要性を述べるとともに、葛城市議会の決意を表明したものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1条の目的についての解説でございます。葛城市議会基本条例の制定目的を明らかにしたもので、議会及び議員の活動のあり方など、基本的事項を定めることで、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的と定めております。注釈といたしまして、地方自治の本旨、憲法第92条で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地域の住民の意思と責任において自治が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われること）の2つの要素からなるとされております。市民福祉の向上とは、一般に用いられている狭義の福祉を指すものではなく、地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本的役割と明記されているように、より広く住民全体の利益や地域における公共の利益を指すものでございます。

続きまして、3ページでございます。第2条の議会の活動原則の解説でございます。広く市民の意見を聞き、市民に反映させる議会でなければならないことを規定し、かつ、市民に身近で関心を持たれるよう、開かれた議会を実現していくために必要な議会活動の原則を定めたものでございます。

次に、第3条の議員の活動原則の解説でございます。議員は議会が市民から選挙で選ばれた議員による合議制の機関であることを十分に認識し、言論の府として議論を尽くす必要があるため、議員相互間の自由な討議を尊重することを定めております。議員は市政に対する市民の多様な意見を的確に把握することに努めるとともに、みずからの資質を高めるために不断の自己研さんを行うことによって、政策立案等の活動を行うよう努めることを定めております。議員は選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、市民全体の福祉向上のために活動することを定めております。

4ページでございます。第4条の市民参加及び市民との連携についての解説でございます。議会は市民に対し積極的な情報発信を行うとともに、市民から出された意見や要望、提案等を真摯に受けとめ、政策立案等の機能強化に生かすことを定めております。また、必要に応じて地方自治法に規定されている学識経験者等による専門的知見の活用や参考人制度、公聴会制度を活用することを定めております。地方自治法第115条で公開が定められている本議会だけでなく、常任委員会及び特別委員会の原則公開を定めております。

次に5ページでございます。第5条の広報機能の充実の解説でございます。議会からの情報発信の手段としての議会の広報活動を充実し、市政や議会運営に関する情報の内容を市民にわかりやすく伝えることを定めております。より市民に開かれた議会を実現するため、議案に対する各議員の対応を公表していくとともに、議員が編集する「議会だより」の更なる充実や議会中継の実施、またホームページ等の多様な情報媒体を活用した議会広報活動を行っていくことを定めております。

次に、第6条の市民懇談会についての解説でございます。議会と市民との情報共有及び意見交換の場を設けることを定めております。定例会や臨時会での審議の内容や経過などを市民に報告する場を設けます。あわせて議会全般についての意見交換会も行います。

6ページでございます。第7条の議会と議員と市長等執行機関との関係の解説でございます。

す。市民にわかりやすい議論を行うため、一般質問における議員から市長及び執行機関の職員（以下、市長等）に対する質疑応答は一問一答方式で行うことができることを定めております。市長等は、議長または委員長の許可により、質問をした議員に対して反問することができることを定めております。ここでいう反問とは、その論点を整理するため、質問の内容を確認することを言います。

次に、第8条、議会審議における論点情報の形成の解説でございます。これにつきまして、議会は市長等の提案した重要な政策等の審議において、政策水準を高める議論が行われるよう、市政に関する8つの事項について、市長等に対し説明を求めることを定めております。なお、重要な政策とは次の政策をいいます。まちづくりの基本方針やそれに基づく分野別の計画及び施策事業、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業でございます。

次に、第9条、予算及び決算における政策説明の解説でございます。議会は議会に提案される予算案や決算の審議に当たり、前条同様に市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、市長等に対しわかりやすい施策別、事業別の説明を求め、その求めに市長等は最大限答えられるよう努めることを定めております。

次に8ページでございます。第10条の議会の合意形成の解説でございます。議員は議会が言論の府であることを十分に認識し、必要に応じて議員同士で論点及び問題点を明らかにしていくための自由討議を活用して議論を尽くすことを定めております。議員間の討議を重視した議会運営を進めるため、市長等の会議等への出席要請は必要最小限にとどめることを定めております。緊急を要する事案等が発生した場合、議員の要請に対して議長が必要と認めれば議会全員協議会を開催し、説明員として市長等の出席を求めることとしています。

議員間討議については、原則、委員会審査の中で行うものとし、その運用、仕組みづくりについて引き続き協議していきます。議会全員協議会や各委員会協議会において、議員から議長または委員長に対して特定の事案を議題にしたい旨の申し出があれば、議長または委員長の判断により、その事案を会議の議題にすることができます。例えば、議員自身が資料等を準備した上で、議長に対して特定の事案について、ほかの議員の意見を聞き、議会としての合意形成を図れる場を設けてほしい旨の申し入れを行えば、全員協議会の場で議題にするかどうかを議長が判断することになります。

次に、9ページでございます。第11条、委員会の活動の解説でございます。委員会は議会開会中だけではなく、閉会中にも積極的に委員会を開催し、所管する市政の課題についての監視や政策立案、政策の提言等の活動を行うとともに、委員会の審査資料等についても積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うことを定めております。委員会としての活動内容の報告や市民との情報共有、並びに自由に意見交換する場として、第6条で規定する市民懇談会を積極的に活用します。

次に、第12条、議員研修の充実強化についての解説でございます。議員の政策形成・立案能力を初めとする資質の向上を目的とした議員研修の充実強化を図るものとし、幅広い分野の専門家等との議員研修会を開催することを定めております。

次に、第13条、議会事務局の整備体制についての解説でございます。議会及び議員の政策形成等の機能を高めるため、議会活動を補助する議会事務局の機能の充実強化を図ることを定めております。

第14条、議会図書室についての解説でございます。議会図書室は地方自治法の規定により議員の調査研究のために設置するものとされており、議会の機能強化のため議会図書室の整備と図書の充実に努めることについて定めています。なお、議会図書室については、議員の調査研究が主体であることから、地方自治法第244条に規定する公の施設として取り扱う必要はないと解されている一方、地方自治法第100条第20項では、一般にも利用させることができるとされております。しかし、現状の議会図書室のままでは座席スペースの事情等により広く市民に利用してもらうことは難しく、議員の調査研究活動に支障が出ることも考えられます。そのため、広く市民に利用していただけるような議会図書室の構築に向け、今後の整備充実に努めていきます。

第15条、議員の政治倫理の解説でございます。議員として守るべき倫理について定めたものでございます。

第16条、議員定数についての解説でございます。議員定数の改正議案は、市政の現状や将来的な展望、市民の意見などを考慮しながら、類似市の状況なども参考にして、総合的に判断することを定めています。議員定数の改正議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために、委員会または議員が改正の理由をつけて議案を提出することを定めています。市民の意見を聴取するに当たっては、参考人制度や公聴会制度を初め市民懇談会などの制度を十分に活用するものとします。

次に、第17条、議員報酬についての解説でございます。議員報酬の改正議案は、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来的な展望、市民の意見などを考慮して、総合的に判断することを定めております。議員報酬の改正議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために、委員会または議員が改正の理由をつけて議案を提出することを定めています。市民の意見を聴取するに当たっては、参考人制度や公聴会制度を初め市民懇談会などの制度を十分に活用するものとします。

第18条、最高規範性の解説でございます。この条例が議会における最高規範であることを定めるとともに、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃をする場合については、条例の趣旨等を尊重し、整合性を図っていくことを定めております。

最後に、第19条、見直しの手続についての解説でございます。議会は、第1条の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証し、その結果を受け、必要に応じて条例改正など適切な処置を講じることを定めております。

以上でございます。

そして、今後のことでございますけれども、今現在、理事者との法令審査会において協議しております。内容につきましては、いろんなところに問い合わせをしなければならないこともございまして、また、条文の表現等が若干、大幅な改正はないかと思いますが、文言等が若干変わる可能性もあるのでご了承していただきたいと思っております。そして、今後につ

きましては、選挙が終わったぐらいにパブリックコメントを実施して、周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 それでは、ただいまの内容につきまして、何かご意見などはございませんでしょうか。

逐条解説で、先ほども申されたように、この当委員会から5名、作業部会で解説についても慎重審議した結果でございますことをつけ加えさせていただきます。

それと、9ページの委員の活動、6章の委員会活動という下に、委員会の活動と書いてるから、重なるから、ここの括弧書きは要らないやろうということやったと思うけど。

吉田課長。

吉田書記 議会事務局の吉田です。

法令審査の方でも審査いただきまして、当初、第6章の委員会活動の章名と括弧書きの、委員会活動と同じ文言でしたので、これをどうするかという協議の中で、現在のこの案のとおり、括弧書きで委員会の活動ということで、「の」を入れることによってわかりやすく表示するということでの協議をしていただきました。それで再度ご審議をお願いします。

西井委員長 復活したということやな。ほんならそのままにしとくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 それでは、ただいまの内容について何かご意見などがございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、この条例素案作業部会作成の葛城市議会基本条例逐条解説案の内容で皆さんにご了解いただけたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 確認させてもらったということで、それでは、この内容について議会改革特別委員会といたしましても了解させていただき、本日の午後開催されます議会全員協議会におきまして、議員皆さんにご報告させていただきたいと思いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

内野副委員長。

内野副委員長 1枚目のところ、前文という言葉を入れなくてよろしいんですか。

西井委員長 吉田課長。

吉田書記 議会事務局、吉田です。

これにつきましても、法令審査の方で前文というのを抜いてはどうかという提案もありまして、それで検討をさせていただいた結果、抜いた案で説明させていただきました。

西井委員長 先ほど局長から申し上げましたように、言い回しとかについては、もう一度ちょっと変えた方がいいかという話が法令審査で出ていますので、おおむねこれで大きな内容は変わらないということでございますが、日程的な問題できょうまでに調整する時間がなかったということでご理解いただきまして、その部分的な変更した方がいいかという意見につきましては、また作業部会で再度協議させてもらって、パブリックコメントまでもう一遍また、そ

の文章の変わった部分については皆さん方にご報告させてもらうということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 そのような流れでさせてもらいたいと思います。

また、基本条例制定に向けて、これからのスケジュールでございますが、事務局からも先ほど説明がございましたように、今後パブリックコメントの実施に向けて手続を行っていき、準備が整い次第、条例案と逐条解説を公表し、広く市民などにご意見を頂戴する機会を設けたいと思いますが、この件につきましても、皆さんのご承知おきいただきますようお願いいたします。

増田委員。

増田委員 私もこの作業部会の方で、この内容についていろいろと審議させていただいたメンバーの1人でございます。内容については、非常に時間をかけていろいろと多方面からの資料もいただきながらご審議いただいて、充実した内容かと思います。

ただ、議会改革を目的にこの議会基本条例を作成したということは、従来、この議会基本条例がなくて、これをつくることによってどのようなことが今後改善なり、改革がされるのかというところを、いろんな立場でご認識をお互いにさせていただくことが必要だと思います。解説を読んだらわかるということでございますけど、なかなか従来と変わった点というものを具体的に、お互いに意見交換するべきかなと、こういうふうに思うんですけども、その辺のところ、それぞれの委員の意見を。

西井委員長 そうしたら、今の増田委員からあるように、一人一人の意見をちょっと、思いを言ってもらおうということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 そうしたら、私の方から先にその辺について申し上げたいと思います。

どのようなところで変わったかどうかということも必要な問題でございますが、この基本条例が、骨格が逐条解説も含めてきょう現在でここまででき上がったという経緯の中で、議会の進め方自身が、平成19年の9月議会で議会改革特別委員会が設置されたと思いますが、その設置したときから、いろんな内容について先行的にできる部分については、実際の改革を進めている部分が多々あるようで、大きく変わったと見て見えるところが少ないと、既に変わってるやないかということがあると思います。

例えば、平成19年の9月議会の時点では議員定数が18人、現時点で15人に変更されているというのも、議会改革特別委員会を設置してから後の中で進めとるという問題もあるから、若干、基本条例ができてるよりも先行して基本条例になるような申し合わせをしながら進めてきたということもあるので、大きく変わってる部分が目に見えにくいという気持ちは私は持っておるわけでございます。ただ、せっかくできてきたこの基本条例が、できてきて施行するに当たっては、まず改選後も含めて、資料としては各議員に大事な資料として進めてもらいたいなという意見は私は持っておるわけでございます。私自身の意見としては以上でございます。

次、副委員長。いきなりで申しわけないんですが。

内野副委員長 13回に及ぶ作業部会の中で、皆さん、本当にさまざまな議論をやりながら、きょう、このようにできてきたわけなんですけども、私の中では、まずこの基本条例が1つの形になったということが本当によかったなということと、あと、やっぱり1つの骨格ができたなということと、また、議会の中、一人一人の議員の意識が更に深まっていくんじゃないかなと思います。また、議員としての意欲も高まっていくんじゃないかなというように思うところがあります。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私は作業部会に入っていないので、これをしっかりと読ませてもらってからの発言の方がいいかなと思うんですけど、今までと何が変わるんやというようなところを、やっぱりこれを見たときに探し求めるものでもあるかなというように思います。

例えば、一問一答制とかいうことが出てます。これもやってるやないかというものもそうだし、報告会についてもやってる。そういった中で、ざっと見ていったら、目を引いたところで、いわゆる議会を中継すると、議会中継というところ辺も目を引きました。また、一問一答制プラス市長からの反問権ということについても、自分自身、これも目を引きました。

あと、作業部会の中で話してもらっているので質問しなかったですけども、図書室を今後市民も活用してもらえるような方向にもっていくというような言葉もございましたので、こちら辺は、方向性というのは、こういうふうに決めさせてもらったけど、どうなるのかなというようなところが、私自身、今、短時間の間での説明を受けて、期待もしながら、変わっていくんやなというふうに思っているところです。

あとは、例えば議員の研修は年1回以上するとかいうことも出てます。また、見直し作業についても毎年1回するという、こういう具体的なところもある一方で、市民との交流、説明会とか、市民との関係という部分で、回数を明記してないといったところを、この辺についてはどうだったのかなという疑問はあることはありますけれども、ただ、今もいろいろ新しい部分が出てきますので、我々が自分たちでつくった条例ということで、私としても、みずから期待しながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川朗委員 藤井本委員と同じように、大体の説明はされたと思いますが、私の方からは、この作業部会にも入ってなかったということで、今、こうした報告をまず受けたということで、今、真摯に受けとめて、これからもう少し内容を精査いたしまして、今後、委員さん方が言われたように、毎年1回見直し手続があるということですので、これを基本的に条例として掲げて前向きに進めていく中では、やっぱり、また1年間の中では変わったことは、こういうところはこうやという審議もなされるということが最後の文面にもありますので、また自分の意見も述べたいと思いますので、前向きに考えていければよいことだと私は思います。

西井委員長 そうしたら、白石委員、どうでしょうか。

白石委員 私は作業部会に入って、詳細について議論をしてまいりました。まだ、この基本条例その

ものは道半ばという内容で、本当に地方自治の本旨にのっとって、議会の本当に市民の負託を得て、市民の意思に基づいて、役割に基づいて、二元代表制の一部としての市政をチェックし、監督をする。この最大の役割をどうやって発揮をするかというと、私は本当に一番大事なことだったというふうに思うんですね。

議会改革特別委員会の歴史は、若干委員長がお話しになりましたけども、その第一に出てきたのが定数問題なんですね。もちろん31人なんていうのは、これは論外の話ですけども、18から順当に減らしていくとき、この定数削減をすることが議会改革なんだと、市民の要望に応えることなんだということを、いわゆる議会基本条例が先送りをされて、そういう問題がやはり先に処理をされたということでもあります。

我々の責任というのは、やはり市民の声をどれだけ多く把握して、それをこの市政に反映し、市民の目線から市政をやはりチェックをする、二元代表制というもの、この一翼の役割を果たしていくということですね。そういう意味では、議員定数削減が先行され、そして減らされたということは、私自身も経済的な問題、財政の問題で言うならば、それはもう議員報酬を下げればいいではないかと、同じビジョンを、効果が出るじゃないかと、こういうことでありましたし、減らすことによって、それだけ市民の声が市政に届けられなくなって、チェック機能が低下をするということだったわけでもあります。しかし、紆余曲折あって、ここに不十分ではあるけれども議会基本条例が策定される運びになってきたということは、私は非常に大事な、意義あることだというふうに思っています。

先ほど来言われているように、見直しの規定が入って、どんどん市民の期待に応えられる議会へと前進をしていくことができたというわけで、やっぱり改革はこれで終わりじゃなくて、まさに緒についたという意識をやはり、どうでしょう、議会運営委員会の公開問題、あるいは自由討議、政策討議の問題とか、更に開かれた、映像等で市民へ議会の様子をつぶさにお知らせをする、議会報告会等、積極的にやっぱり開いていくこと、本当にたくさんの課題がまだまだ山積をしているというふうに思います。

これを1つの本当に土台として、どんどんと肉づけをしていって、改善をしていって、本当に市民自身が、議会はよう頑張ってる。区長会で定数を減らせなんて言われるようでは、やっぱり十分な活動してないということになるので、ただ、憲法で規定された機関としてあるというだけでは困るわけでありまして、ぜひ議員諸氏がこの趣旨、意義をご理解いただいて、市民の期待に応えて、政務活動費もやっぱりつけたらないかんというぐらいにやっぱりしていただきたいというふうに思いますね。

本当にまだまだ、ここまでいろいろあったなと微笑んだことも僕はありました。やっぱりね。しかし、1つの土台ができたという、前進の土台ということで理解をして、これからもよりよいものにしていくために努力をしていきたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 私も、今、白石委員もおっしゃった議員の役割というものをこういう形で改めてつくられたということは、これまでの歴史を振り返っても、本当に一歩前進した、すばらしいことだ

と思っております。また、今回、13回にわたっていろいろとお考えをいただきました、この基本条例のメンバーの皆様には感謝申し上げます。

ただ、今回も、きょうのこの議会改革特別委員会で、これでいかがですかというような中では、私もすぐに、資料を提出されてすぐに読み下すだけの時間はありませんので、これについてのコメントというのは申し上げられないんですが、24日の議会運営委員会の中でも1つ話が出ましたが、第5章の自由討議の保障という、議員が議員同士話し合いをもつということについては、これからこういうふうな文言を書かれたことをベースに、やはりこれから市民に負託された議員の役割として、大いにまた話し合いをもって、すばらしい葛城市にしていくという、こんなふうに書かれているということに対して、改めてまた自分の役割も自覚するところがございますので、またこれから、より発展した議会活動ができますことを非常に感謝を申し上げながら、また新たな気持ちで取り組ませていただかないといけないなと思わせていただきました。ありがとうございます。

西井委員長 増田委員、いろんな意見が出たと思います、それを含めて。

増田委員 ありがとうございます。私もこの作業部会の中で感じたことは、おおむね地方自治法にのっとって議会はいろいろ運営してきたということで、それ以外にももっともっと細かく整理をする必要がある事柄について規定を設けたというふうな認識で携わってまいりました。

特に、これは変わるであろうというのは、それぞれの議員さんが皆に、この条例をしっかりと理解していただいて、実践することが必要になつくと思いますけども、今さっきおっしゃっていたように、反問権であったり、そこらもすぐに利用というんですか、活用すべき項目であったり、それから情報の公開であったり、先ほどお話あった議員間の討議であったり、今までになかった言葉を新しく入れてるということは、すごく皆さんに関心を持っていただく必要があるのかなと。

それから、6ページの8条のところに8つの、非常にこれは議員にとっては、当然こういう詳細な根拠づけを意見として求めるのは、当然与えられた理事者側にとっては非常にプレッシャーといいますか、重い項目条件かなというふうに思いますので、この辺のところは理事者側に立って、しっかりとこの8項目について十分理解をしていただく時間の必要性があるのかなと感じました。

それから、先ほど白石委員がおっしゃっていたように、とりあえずこの条例をつくって、未完成な部分は、委員長もおっしゃっていたように、逐次改善をしていって、肉づけをしていって、完成させる必要があるということで、まだとりあえずの基本条例というふうに、逐次、この作業部会の中でもおっしゃってましたけれども、私、これを見て、もうほぼ完成かなというふうに感じているんですけど、まだまだ改善の余地ありというふうに皆さん、委員皆の意見でございましたので、すごく進歩かなと、活用することで進歩があるのかなと、結果があるのかなと思います。議員皆さん方のご理解とご協力が必要だなと感じております。

以上です。

西井委員長 よろしいでしょうか。議会基本条例制定については、本日は以上といたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 最後に、(2) その他についてを議題といたしますが、この際、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、本日の委員会はこれまでといたします。

本日、議会改革特別委員会を開催いたしましたところ、慎重審議、また作業部会でも、先ほど増田委員もおっしゃったように、この条例がいろいろな手続も終わって施行されてからも、どんどん市民のためになるような意見が出たなら、変えるべきところを変えてもらおうと。とりあえず、まずは施行をするように努力するという考え方で、来年の6月議会にきちっとした条例案を上程して、施行の運びにもっていきたいと思いますので、それまで、皆さん方、まだまだ大変ご苦勞が多いと思いますが、どうかご協力をお願いいたしまして、本日の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時46分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西 井 覚